

町県民税・所得税の申告相談が始まります!

2月7日(火)から3月15日(水)の日程で、町県民税並びに所得税の申告相談を行います。申告に必要な書類等の準備をお勧めします。町県民税は、日常生活に身近な学校や道路整備、福祉施策などに使われる重要な財源となります。また官庁、学校、金融機関などで使用する所得証明書や非課税証明書等は、申告を基に証明されるものですので、申告していない方には発行出来ません。期限内に正しく申告してください。

申告が必要な方は

平成29年1月1日現在三種町に住所があり、平成28年中に所得があった方は申告が必要です。なお、給与所得のみの方で、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が町に提出されている方は申告の必要はありませんが、右記に該当する方は申告する必要があります。

※申告書につきましては、昨年度の申告実績等により送付していますが、申告書が送付されない場合であっても申告が不要という訳ではありませんので、ご確認のうえ必要に応じて申告してください。

給与・報酬を2カ所以上からもらっている方

給与以外の所得がある方

給与支払報告書などに記載されたもの以外の所得控除を受けようとする方

収入が公的年金のみで所得控除を受けようとする方

申告に必要な書類は

- 印鑑
- 確定申告する方や給与支払報告書が未提出の方は源泉徴収票(原本)と本人名義の金融機関・支店名・口座番号が分かるもの
- 生命保険、介護医療保険、個人年金保険、地震保険、小規模企業共済等の支払証明書
- 社会保険料(任意継続、建設国保、国保税、国民年金、介護保険料、後期高齢保険料等)の支払証明書(領収書)

◎確定申告により国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合は、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示することとなっておりますのでご持参ください。

- 医療費控除を受ける方は、平成28年中に支払った医療費と保険などで補てんされる金額の合計金額を治療を受けた人ごと、病院・薬局(薬店)ごとに集計し、領収書を添付してください。
- 事業所得者は、収支内訳書又は売上、仕入、経費の分かる書類
- 土地や建物を譲渡した場合は、契約書類及び土地収用証明書等。なお、土地・建物を国や地方公共団体に譲渡した場合でも、町県民税の申告は必要です。
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、住民票の写し、家屋の登記簿謄本や請負契約書などで、家屋の取得年月日・床面積・取得価格を明らかにする書類又は写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書が必要です。

農業所得のある方は

農業所得は他の事業所得と同様に、総収入金額から必要経費を差し引いて計算します。

- 昨年1年間の農業関係に係る収入と支出金額をまとめて来てください。
- ※農協が発行する「申告に係る証明書」や出荷先事業所が発行する「証明書」、集落営農の方は「配分利益に関わる個別通知書」また、国の「経営所得安定対策交付金」など全ての収入と支出が明確にわかる書類を必ず持参してください。
- 【はじめよう、収支計算】 農業ノートに収入と支出(経費)をあらかじめ記入してきてください。なお、記入方法が分からない、などの問合せは税務課へご連絡ください。(農業ノートが必要な方は、税務課又は各総合支所にありますのでお気軽にお持ち帰りください。)
- 必要書類が不足している場合は、申告が出来ない場合がありますのでご注意ください。

町県民税申告の目安

平成29年1月1日現在、三種町に居住していましたか?

はい 次項目のうち、どれかに該当しますか?

- 税務署へ確定申告書を提出した、又は提出する予定がある。
 - 給与収入のみ(1箇所)の方で、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が町に提出されている。
- ※注)年末調整されていない場合は、所得控除を受けるため申告してください。

いいえ 次項目のうち、どれかに該当しますか?

- 勤務先などから町に給与支払報告書が提出されていない。
- 町に提出された給与や公的年金の支払報告書以外に収入がある。
- 公的年金(遺族年金・障害年金は除く)のみの方で、
 1. 年齢が65歳未満で年間収入が98万円を超える
 2. 年齢が65歳以上で年間収入が148万円を超える収入があり、所得控除を受けたい。
- 町に提出された給与支払報告書に記載された以外の所得控除を受けたい。

いいえ

三種町への申告は不要です。(居住地の市区町村へ申告してください。)

はい

町県民税の申告義務はありません。

はい

町県民税申告の必要があります。左の日程表の期間内に申告してください。

ここまでで「該当がない」又は良くわからないなど…

の場合は、税務課までお問い合わせください。

平成28年分以降の確定申告書・町県民税申告書等の提出の際には、

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

- 通知カードまたは住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)

●身元確認書類(マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)

運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ

(注) 配偶者控除や扶養控除を受ける方のマイナンバーの記載も必要となりますので、控除対象者のマイナンバーカードや通知カードを申告の際にお持ちください。